

新潟医療福祉大学同窓会 同窓会役員経費規程

- 第1条 この規程は新潟医療福祉大学同窓会の役員がその職務を遂行する為に必要となる経費の支払について定める。
- 第2条 本会役員が本部会・役員会および本会が主催する事業に出席した場合、当該役員には1回の出席につき以下金額の出席手当を支給する。
- (1) 本部会 5,000円+消費税
 - (2) 本部会(拡大本部会を含む)・役員会・事業部会・会計監査 5,000円+消費税
 - (3) 本会主催事業又は、学科同窓会役員会 3,000円+消費税
- 第3条 監事が本部会又は役員会に出席した場合は、役員に準じて手当を支給する。
- 2 監査のため逐次同窓会事務局に出向き執務する場合は、別途監査契約を結ぶ。
- 第4条 前2条にかかわらず、業務を遂行するために特別に要した経費については、本部会の承認を得てかかる経費の実費を支給することができる。
- 第5条 前2条、前3条および前4条にかかる旅費については、別に定める規程(「新潟医療福祉大学同窓会役員旅費規程」)に基づきこれを支給する。
- 第6条 役員が本会の業務を遂行する際に、都合で止むを得ず食事時間を割いた場合には、当該食事代の全額または一部を支給することができる。
- 2 前項の場合、当該役員はすみやかに同窓会支援室に報告し、会長の承認をうけ領収書を添付して経費の請求をしなければならない。

この規程に記述のないもの、定まっていないものについては、同窓会と支援室との協議の上、決定する。

附則

1. この規程は平成29年5月20日から施行し、平成29年4月1日より適用する。
2. この規程は2022年8月20日から施行する。
3. この規程は2024年4月1日から施行する。
4. この規程は2026年4月1日から施行する。